1 計画策定の趣旨

本県では、「香川県教育基本計画(平成 17 年度~22 年度)」の後継計画として、平成 23 年 3 月に「香川県教育基本計画(平成 23 年度~27 年度)」を策定し、「夢に向かってチャレンジする人づくり」を基本理念に、香川型指導体制の推進や、教員の業務改善、公立学校の耐震化などに取り組み、教育の振興に一定の成果を上げてまいりました。

一方、少子高齢化の進行、国際化の進展、高度情報化の進展など社会環境は大きく変化し続けています。 産業構造や雇用形態の変化に伴う格差社会の出現や、ICT技術の進歩によるネット社会の拡大など、子ど もたちに大きな影響を与える現象も見られます。このような中で、子どもの学力の向上、暴力行為、いじめ、 不登校などの問題行動等の防止については、依然として本県教育の大きな課題となっています。また、規範 意識や社会性の低下、生活習慣の乱れ、家庭や地域社会の教育力の低下などの課題はより深刻なものになり つつあります。

こうしたことから、これまでの取組みを踏まえ、その基本理念は継承しつつ、子どもを取り巻く環境の変化や教育課題により対応した施策を盛り込み、また、教育施策全体の有機的な連携を図る観点から、本県教育大政の総合的な計画として、第3期の香川県教育基本計画を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、長期的な展望に立って、本県教育の進むべき方向と目指すべき目標、そして、それらを 実現するための総合的な教育施策を明示するものであり、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定め る本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、県政運営の基本指針である「香川県総合計画」の教育、スポーツに関する分野別計画として位置づけるとともに、知事が定める県の教育、学術及び文化の振興に関する大綱との整合を図り策定するものです。
- (3) スポーツに関する部分については、スポーツ振興法第4条第3項の規定に基づき定めるスポーツの振興に関する計画です。
- (4)子どもの読書活動に関する部分については、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき定める子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画です。

3 計画の期間

平成28(2016)年度から、平成32(2020)年度までの5か年間とします。

4 計画の構成

この計画は、「総論」、「重点項目」、「各論」で構成し、総論では、社会の動向や子どもたちを取り巻く現 状などを分析し、本県教育の基本理念を示します。

重点項目では、今後5年間に取り組むべき施策の中で、本県教育の現状に鑑み、重点的に取り組む項目を 設定し、それぞれのねらいや主な方策などを示します。

各論では、総論で示された基本理念を実現していくための教育施策の基本的方向を体系化し、それぞれの 施策について、基本的な考え方や今後とるべき施策の方向と主な取組などを示します。

5 計画の推進・管理

(1) 県民との協働による教育の推進

この計画はもとより、教育施策全体に関する広報を行うとともに、多様化する県民の要望や期待を的確に把握し施策に反映させるため、保護者や教育関係者をはじめ、広く県民の教育行政への参画が図れるよう努めます。

(2) 他部局との連携の推進

新たな教育委員会制度において設けられることになった総合教育会議における知事と教育委員会との協議・調整はもとより、他部局との連携を十分に図りつつ、総合的な教育施策の推進に努めます。

(3) 市町、関係機関などとの連携の推進

住民に最も身近な地方公共団体であり、公立学校の設置者でもある市町と常に連携、協力しながら、 教育施策の推進に努めます。

また、大学、産業界など教育にかかわる様々な機関や団体などとの密接な連携、協力を推進します。

(4) 適切な進行管理の実施

この計画を効果的かつ着実に実施するため、計画の進捗状況について、毎年度、学識経験者等の意見を踏まえ、点検、評価を実施し、その結果を議会に報告するとともに、広く県民に公表します。

また、教育を取り巻く社会情勢の変化を見極めながら、迅速かつ柔軟に施策の見直しを行います。

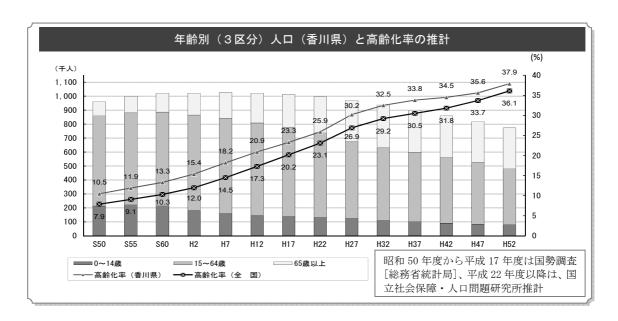
1 社会の動向

① 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

我が国では、依然として出生率の低下により少子化が進むとともに、総人口の中で高齢者の占める割合が高まる傾向が続くことが予想されます。これにより、総人口は長期的に減少が続くとされています。

本県においても、年少(15歳未満)人口が減少を続ける中、高齢者(65歳以上)人口の比率は増加を続けており、全国に先行する超高齢社会となっています。

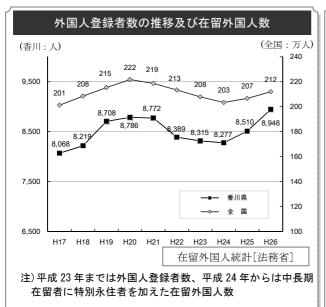
県の総人口も、若年人材の流出などによる社会減少に加え、平成 15 年からは自然減少も始まり、100 万人を割り込んだ県人口は、今後も減少が続くと見込まれます。

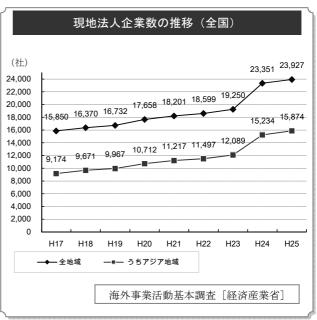


② 国際化の進展

我が国における平成 26 年度の在留外国人数は、約 212 万人、総人口の約 1.7%を占めています。県内の在留外国人数は 8,946 人で、県の人口比では 0.9%を占め、ここ数年急上昇しています。

また、企業のグローバルな活動が進展する中、国際競争がさらに激しさを増し、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が加速してきています。平成 20 年には観光庁が設置され国を挙げて観光立国の実現に向けた取組みが進められる中、本県においても、国際航空路線が次々と開設され、多くの外国人観光客が訪れるようになっています。このような中、豊かな語学力、コミュニケーション能力、主体性や積極性、課題を発見し解決する能力等を身につけて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が求められています。一方で排外主義や差別主義による団体や個人行動も見られることから、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する理解を前提として、他国の文化、伝統を尊重する態度を育成することも課題になっています。





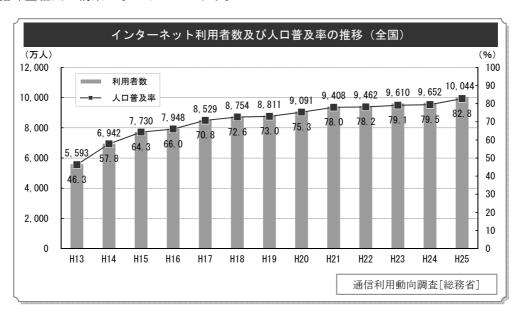
③ 高度情報化の進展や環境問題

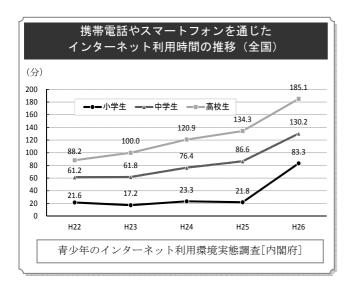
インターネットに代表される情報通信技術は、情報、知識の共有化、人々のコミュニケーションの活発化をもたらし、経済活動において必要不可欠なものとなってきている一方で、情報セキュリティや情報モラルの確保などの対応が重要となっています。

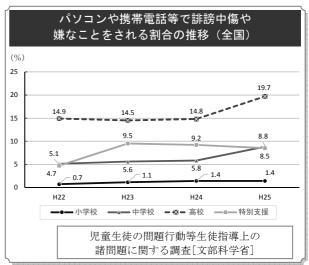
児童生徒にとっても、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の急速な普及により、ネット犯罪に巻き込まれたり、「ネット依存」、「ネット上のいじめ」といった問題も生じたりしており、事態はより深刻化しています。

このような中、ネット社会に関する正しい認識を持つとともに、情報活用能力や情報モラル・マナーを身につけることが求められています。

また、温室効果ガスの放出などによる地球温暖化、フロンガスの排出によるオゾン層破壊、開発に伴う生態系の破壊など、地球規模で環境問題が深刻化しており、社会経済システムの見直しを図り、持続可能な循環型社会の構築が求められています。



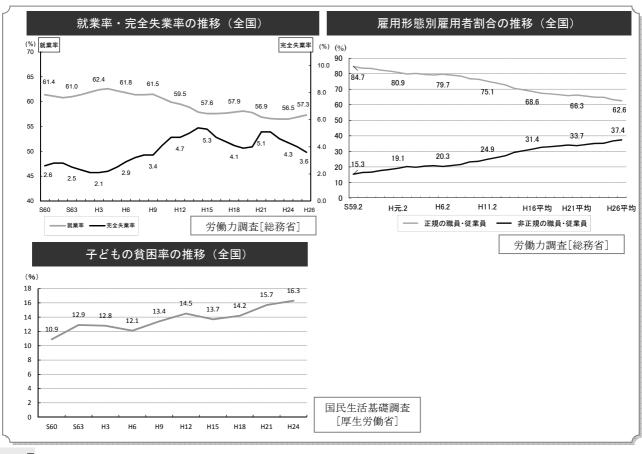




④ 産業構造や雇用形態の変化

近年、経済のグローバル化が進むとともに、高齢化の進行や ICT の発達に伴う、医療、福祉、健康関係のサービス産業や映像、音楽、ゲーム等のコンテンツ産業が拡大しています。

平成20年9月のリーマンショックや平成23年3月に発生した東日本大震災の影響から次第に回復してきたものの、依然として厳しい経済情勢が続く中、雇用形態の多様化やパートタイマー、派遣社員などの非正規雇用の増加が続いています。子どもたちを取り巻く状況は、子どもの貧困率が16.3%(2012年厚生労働省データ)と過去最高となるなど、厳しさを増しています。経済的な格差が教育の格差につながり、子どもの進学や学力にも影響を与え、さらなる格差を生み出すといった格差の固定化が懸念されています。

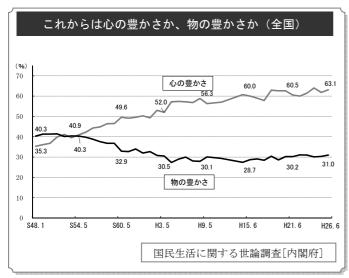


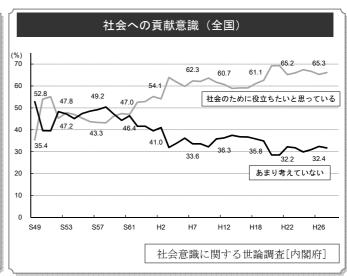
⑤ 価値観やライフスタイルの多様化

科学技術の発展や情報化社会の進展、少子高齢化の急速な進行などを背景として、物質的な面での豊かさに加え、精神的な面での豊かさを重視し、健康で生きがいのある人生を過ごし、その中でそれぞれの自己実現を図ることを求める傾向がみられます。

このような価値観やライフスタイルの多様化に伴い、子どもの教育への期待や、自己実現のための学 習機会へのニーズも多岐にわたっています。

地域における人々のつながりが希薄化している中で、東日本大震災の災害復興に向けた活動を通じて、「人の絆」の大切さが再認識され、地域活動や社会貢献活動に対する関心が高まるとともに、地域を基盤とした従来のコミュニティ機能の重要性が増しています。





⑥ 地方分権と教育改革

国と地方の役割分担や国の関与の在り方を見直し、地方のことは地方みずからが決定する分権型社会への移行が進む中で、教育行政においても、地域の実情に応じた弾力的な学級編制の実施や義務教育費国庫負担金への総額裁量制の導入など、地方の裁量を拡大するとともに、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実を図るための見直しが行われてきたところです。平成26年には教育委員会制度が改正され、地方教育行政における責任体制の明確化などの抜本的な改革が行われました。

一方、平成 18 年には、制定から 60 年ぶりに教育基本法が改正され、我が国の教育の目指すべき姿が示されるとともに、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画が策定され、平成 25 年には第 2 期教育振興基本計画が策定されました。

その後も教育に関する様々な施策が検討、実施されているところであり、国の動向を注視しながら、 的確に対応していく必要があります。

【教育行政の主な動き】

H18 年度	□ 教育基本法の改正 (H18.12)			
	□ 教育基本法の改正を受け、教育関連三法の改正 (H19.6)			
 H19 年度	<学校教育法等の改正>			
1113 平皮	➡ 副校長、主幹教諭、指導教諭の設置 等			
	<教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正>			

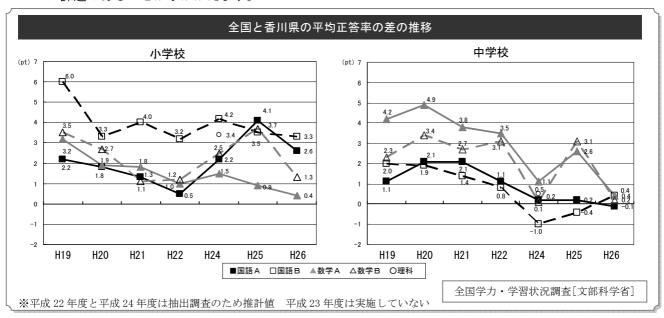
	➡ ⇒ 教員免許更新制の導入(H21 年度~)
	お導が不適切な教員の人事管理の厳格化 等
	<地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正>
	⇒ 教育委員会の責任体制(事務の点検・評価)
	➡ 教育委員会の体制の充実(市町教育委員会の広域化)
	➡ 教育における地方分権の推進(委員への保護者の選任の義務化) 等
	□ 学習指導要領の改訂(H20.3、高校・特別支援学校は H21.3)
	➡ 授業時間数の増加
	➡ 教育内容の改善(言語活動の充実、理数教育の充実、外国語教育の充実、
	伝統や文化に関する教育の充実) 等
	➡ 全面実施時期 幼稚園(H21 年度)、小学校(H23 年度)、中学校(H24 年度)
	高校(H25 年度から年次進行)
	□ 全国学力・学習状況調査の悉皆での実施(H19年度~H21年度)
	□ 地方分権改革推進委員会第 1 次勧告(H20.5)
H20 年度	➡ 県費負担教職員の人事権の中核市への移譲の検討
1120 千皮	➡ 学級編制や教職員定数の決定方法の見直し 等
	□「教育振興基本計画」の策定(H20.7)
H22 年度	□ 公立高校授業料の無償化の実施 (H22.4)
川22 平皮	□ 全国学力・学習状況調査の抽出方式での実施(H22 年度、H24 年度)
	□ 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正
	(H23. 4)
H23 年度	➡ 40 人学級を見直し、小学校 1 年における 35 人以下学級の実施
□ □Z3 平及	□ 教育の情報化ビジョンの策定 (H23.4)
	➡ 情報活用能力の育成、教科指導における情報通信技術(ICT)の活用、
	校務の情報化
H24 年度	□ 学校安全の推進に関する計画の策定 (H24.4)
	□ 全国学力·学習状況調査の悉皆での実施(H25 年度から)
110F /= #=	□「第2期教育振興基本計画」の策定(H25.6)
H25 年度	□ いじめ防止対策推進法の制定(H25.6公布、H25.9施行)
	□ グローバル化に対応した英語教育改革実施計画の公表(H25.12)
	□ 高等学校等就学支援金制度(新制度)の実施(H26.4)
	□ 教育委員会制度の改正(H26.6公布、H27.4施行)
	□ 道徳に係る教育課程の改善等について(H26.10 中教審から答申)
	➡️道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付け 等
H26 年度	□ 初等中等教育における教育課程の基準等のあり方について(H26.11 中教審へ諮問)
	⇒ 新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方についての検討
	│ │ □ 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革(H26.12 中教審から答申)
	 <i>➡</i> 高等学校基礎学力テスト(仮称)(H31 年度から実施)
	│ │ ◇ 大学入学希望者学力評価テスト(仮称)(H32 年度から実施)
	<u> </u>

2 子どもたちを取り巻く現状

① 子どもたちの現状

■ 学力について

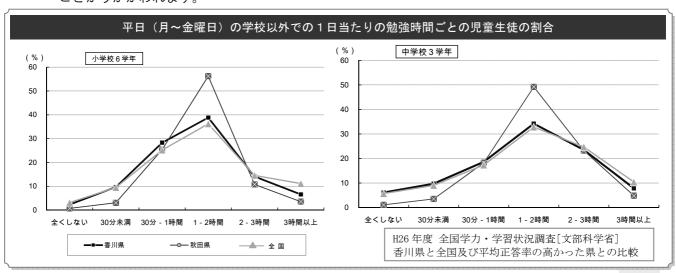
全国学力・学習状況調査の結果によると、本県の児童生徒の平均正答率は、小学校6年生の国語、 算数、理科、中学校3年生の数学、理科については、全国平均(公立)を上回っていますが、全国平 均との差は縮小する傾向が続いています。中学校国語については、全国平均を下回ることもあり、特 に課題のあることがうかがえます。



■ 学ぶ意欲、学習状況について

全国学力・学習状況調査の結果によると、本県の児童生徒の国語、算数・数学への関心は、全国平均と比べてやや低くなっています。

学習習慣については、平日1日当たりの学校以外での勉強時間ごとの児童生徒の割合をみると、全国平均とほぼ同じです。しかし、平均正答率の高かった県と比較すると、平日で 1~2時間勉強をしている児童生徒の割合が低くなっていることや、一方で、30分未満や全くしないという児童生徒の割合が高いことから、家庭学習の習慣化について、学校と家庭が連携して積極的に取り組む必要のあることがうかがわれます。



■ 自尊意識等、規範意識について

平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果では、本県の児童生徒は、「自分にはよいところがあると思いますか」、「将来の夢や目標を持っていますか」といった質問については、全国平均と比べると、やや消極的な回答となっており、自尊意識等が十分にはぐくまれていない状況がみられます。

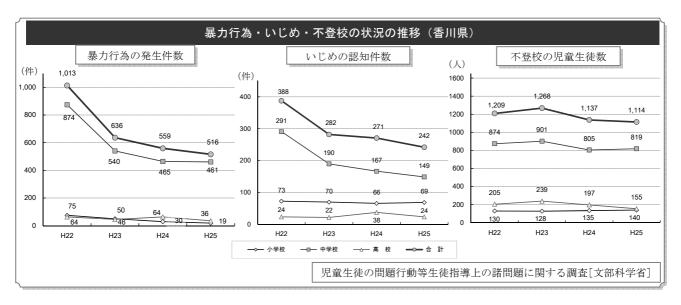
また、規範意識については、「学校のきまり(規則)を守っている」と答えた児童の割合は、全国平均を下回っているものの、「いじめは、どんな理由があってもいけないと思う」と答えた児童生徒が全国平均を上回るなど、改善の傾向が見られます。

自尊意識等や規範意識に関する質問への回	答結果(当ては	まると回答	いた児	童生徒0	D割合)
小学校 中学校					(%)	
質問項目	県	全国	全国との差	県	全国	全国との差
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがありますか	70.8	71. 5	▲ 0.7	66. 9	71. 1	▲ 4.
難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦していますか	21.8	23. 7	▲ 1.9	16. 2	17. 0	A 0.
自分には、よいところがあると思いますか	33. 1	35. 0	▲ 1.9	20.6	24. 3	▲ 3.
将来の夢や目標を持っていますか	67. 2	70. 7	▲ 3.5	41.9	46.0	▲ 4.
学校のきまり(規則)を守っていますか	35. 6	39. 9	▲ 4.3	53. 9	55. 6	1 .
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか	82. 7	82. 1	0.6	73. 4	72. 1	1.
	H26	年度 全	国学力・学	習状況調	査[文部	科学省]

■ 暴力行為、いじめ、不登校について

暴力行為の発生件数は減少傾向にあるものの、未だ高い水準を示しており、不登校の児童生徒数については、横ばいの状況です。その原因としては規範意識やその土台となる基本的生活習慣が身についていなかったり、感情をコントロールできなかったりする児童生徒が依然として多いことなどが考えられます。

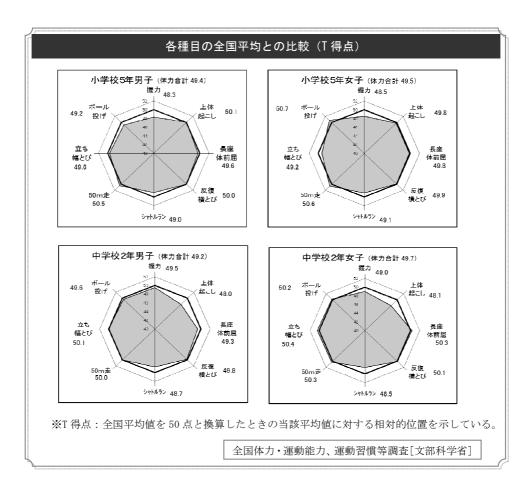
また、いじめの認知件数についても減少していますが、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうるとの認識をもち、いじめの未然防止等の取組みを一層強力に進める必要があります。

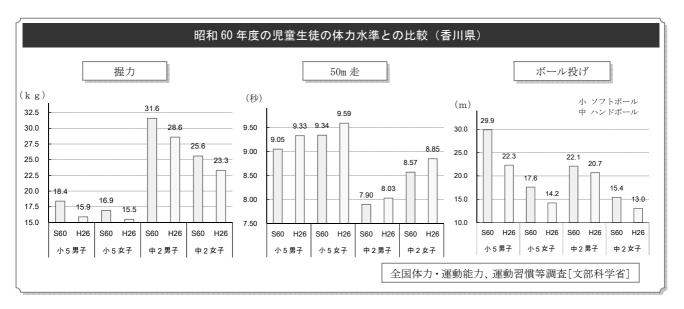


■ 体力、運動能力について

平成 26 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、本県の児童生徒の体力は、多くの種目で全国平均を下回っており、特に「握力」や「上体起こし」といった「筋力」や「20mシャトルラン」などの「全身持久力」に課題があることが明らかになりました。

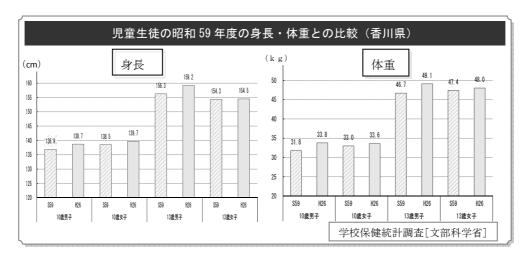
体力水準が高かった昭和 60 年頃の児童生徒との比較でも低位にあり、さらに近年低下傾向にあることから、全般的に体力は低い水準となっています。





■ 発育、健康状態について

平成 26 年度の学校保健統計調査の結果によると、年齢別の身長、体重とも、多くの年齢区分で全国 平均をやや下回っていますが、30 年前と比較すると、身長、体重とも親の世代を上回っており、体格 はよくなっています。肥満傾向児の出現率については、全国平均をやや上回っているものの、ここ数 年、その差は縮小する傾向にあります。



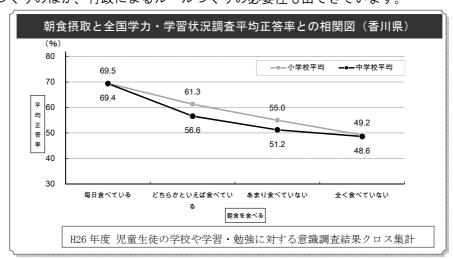
■ 生活習慣について

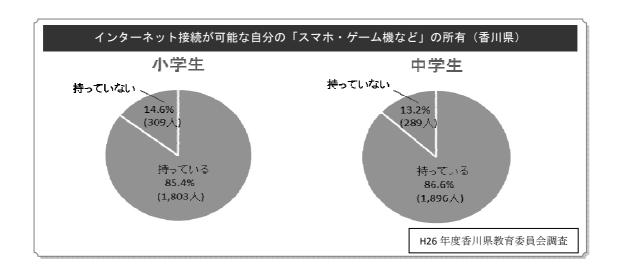
朝食を食べないことがある児童生徒は、小学校、中学校ともに10%を超えています。朝食を毎日食べると回答した児童生徒は、全国学力・学習状況調査の正答率が高いという結果がでています。

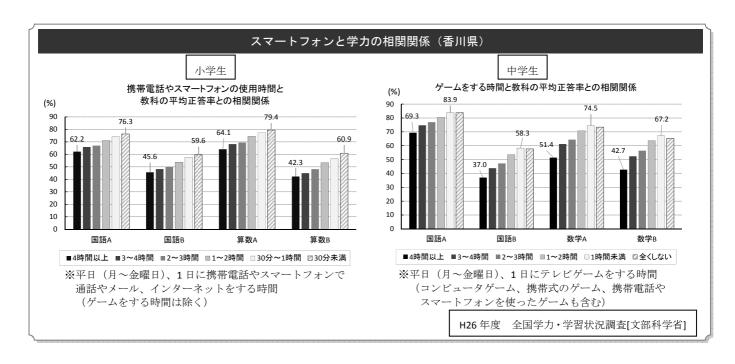
また、平日1日当たりのテレビなどの視聴時間が2時間以上の児童生徒の割合は5割を超え、テレビゲームをする時間が2時間以上の児童生徒の割合も3割を超えています。さらに、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットを1時間以上する割合は小学生が15%、中学生では45%に上り、家庭で過ごす時間のうち、大きな割合を占めるなど、生活習慣に課題がみられます。

携帯電話やスマートフォンの使用時間やゲームをする時間と各教科の平均正答率を見ても、利用時間が短いほど正答率が高くなるという結果もでており、基本的な生活習慣の確立と学力には一定の相関関係があることがうかがえます。

平成 26 年 7 月に行った携帯電話・スマートフォン等の利用に関する調査の結果によると、インターネットにつながる通信機器の所有は、小中学生とも 8 割を超えており、その使い方について、各家庭のルールづくりのほか、行政によるルールづくりの必要性も出てきています。



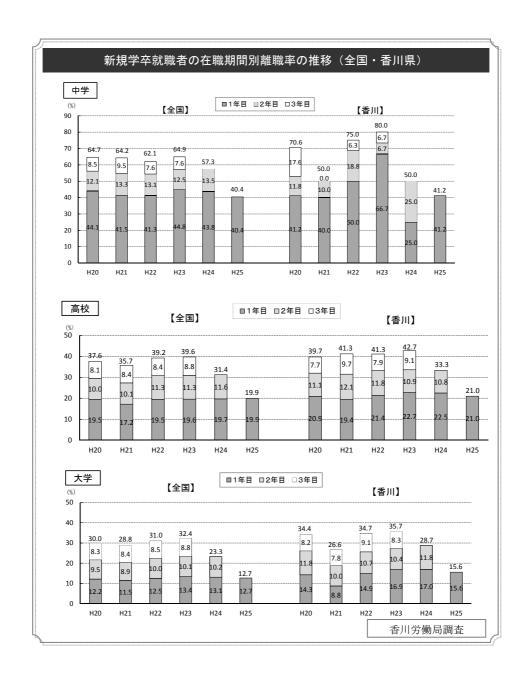




■ 勤労観、職業観について

経済・産業の構造的変化や就業形態の多様化などに伴って、社会全体が大きく変動し、このような変化の激しい時代を反映して、望ましい勤労観、職業観を形成することが難しくなっています。

また、新卒者が就職後3年以内に離職する割合は、やや低下傾向にあるものの、全国的に七五三現象(中学卒7割、高校卒5割、大学卒3割の者が3年以内に離職する)と言われており、本県においても同様に依然若年層の離職率が高くなっています。



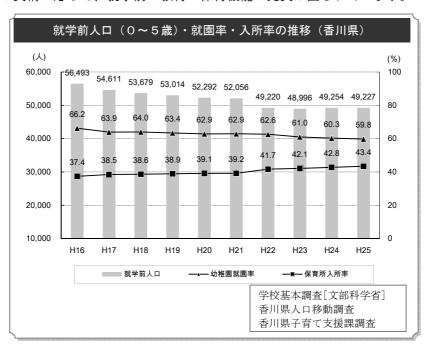
② 学校の現状

■ 幼稚園

就学前の子どもの人口は、近年減少が続いていますが、女性の就業意識やライフスタイルの変化等により、幼稚園の就園率が低下する一方で、保育所の入所率は上昇傾向にあります。

平成22年2月に、本県の幼児教育の指針となる「香川県幼児教育振興プラン」を策定し、教育内容の充実はもとより、幼稚園と保育所や小学校との連携、子育て支援の充実等を図っています。

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が導入され、「幼保連携型認定こども園」の創設等により、地域の実情に応じて、就学前の教育・保育機能の充実が図られています。



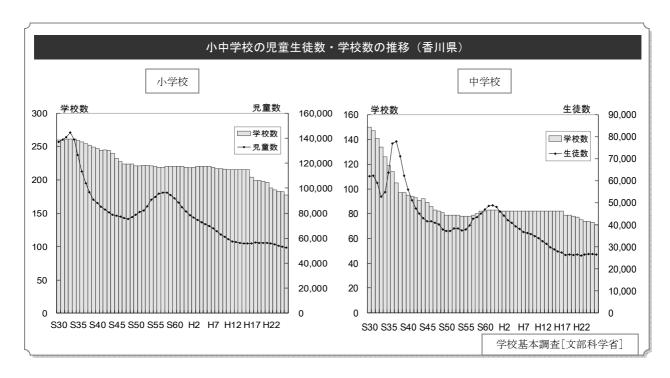
■ 小学校、中学校

平成13年度から、習熟度別の少人数指導や小学校1、2年での複数担任制を基本とする香川型指導体制、平成23年度からは、引き続き、少人数指導を基盤としながら、少人数学級、学力向上基盤形成を加えた3つの柱からなる新しい香川型指導体制による指導を行っています。

平成 26 年度の県の学習状況調査によると、「授業がよく分かる・だいたい分かる」と回答した児童生徒は、小学校 5 年生 73%、6 年生 70%ですが、中学校 1 年生 59%、2 年生 54%となっており、中学校での学習内容の高度化に伴って、その定着が小学校と比べて困難であることがうかがわれます。

また、少子化の進行等に伴い、多くの小・中学校において、小規模化が進んでおり、多くの市町で 再編整備が進められ、公立小・中学校の数は減少しています。

中学校卒業者の進路については、高校等への進学率は、ここ数年はわずかに上昇し全国平均並み、 就職率は全国平均より高く1%前後で推移しています。



■ 高等学校

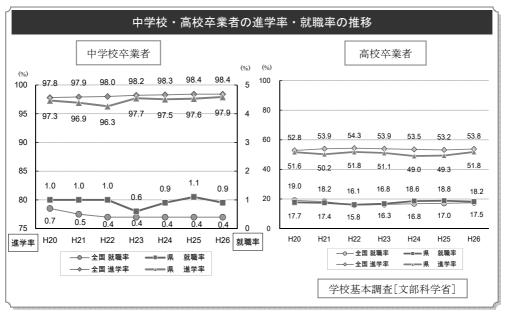
公立高校では、学力の向上、専門教育の充実、地域連携の推進など、学科や地域の特色を生かして、 学校の特色や魅力づくりに取り組むとともに、受験機会の複数化、学校選択幅の拡大、特色ある学校 づくりの推進などの観点から、自己推薦選抜を導入しています。

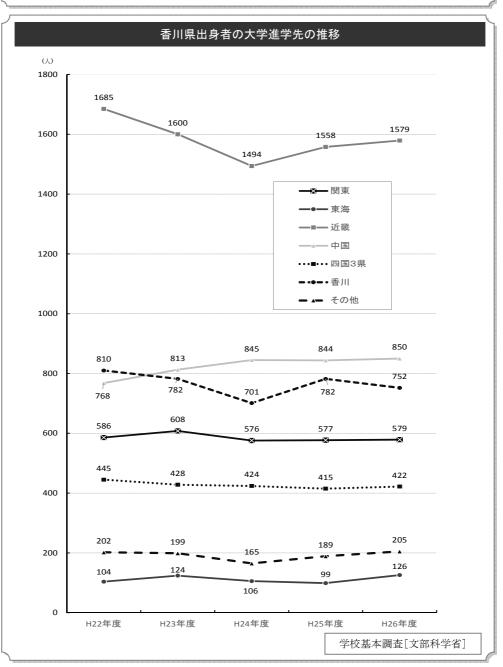
また、生徒数の継続的な減少や社会情勢の変化に対応するため、「県立高校の再編整備基本計画」に基づき、学校の再編や学科の改編などを進めています。

高校中退率は、過去 10 年間において、平成 18 年度の 2. 2%をピークに減少傾向にあり、平成 25 年度の公立・私立高校合わせた中退率は 1. 4%となっています。

高校卒業後の進路については、大学等への進学率は50%前後で推移し、就職率は近年若干上昇しています。平成26年度に大学へ進学した4,513人のうち県内の大学へ進学した人は752人(16.7%)でした。



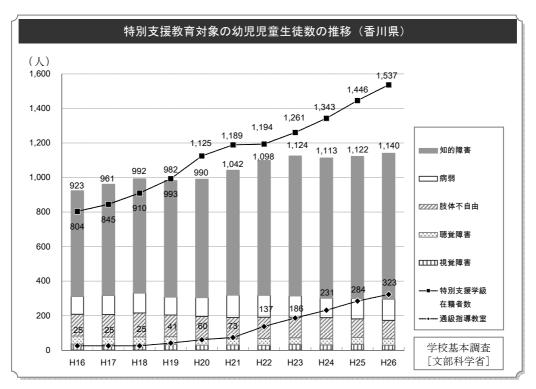




■ 特別支援教育

県内の特別支援学校は9校あり、知的障害を対象とする県立4校と国立1校、視覚障害、聴覚障害、 肢体不自由、病弱を対象とする県立が各1校あります。知的障害以外を対象とする学校の在籍者数は ほぼ横ばいですが、知的障害を対象とする学校の在籍者数は、平成16年度から平成26年度の10年間 で233人増加しています。また、重度、重複障害のある児童生徒の割合が5割程度を占めています。

小・中学校には、知的障害、肢体不自由、病弱・虚弱、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害をそれぞれ対象とする特別支援学級があります。在籍する児童生徒数は平成 16 年度の 804 人から平成 26 年度の 1,537 人と 1.9 倍に増加しており、特に知的障害と自閉症・情緒障害の学級の在籍者数が増えています。また、小・中学校、特別支援学校の通級指導教室は、平成 18 年度以降、難聴と言語障害を対象とした通級指導教室に加え、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等を対象とした通級指導教室を開設し、通級している児童生徒数は増加しています。

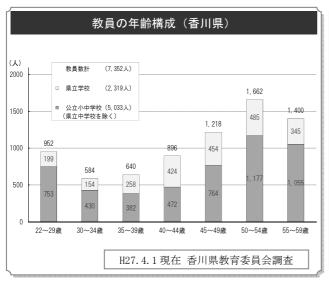


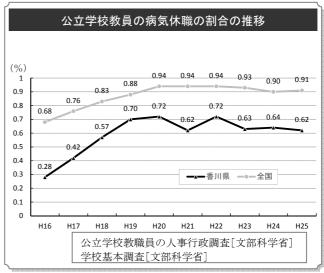
■ 教員の現状

平成 27 年 4 月 1 日現在の年齢構成を見ると、50~59 歳の教員の占める割合が、市町立小中学校では 44.3%、県立学校では 35.8%となるなど、年齢構成が偏っており、今後 10 年間に熟練教員の退職者 急増が見込まれています。

平成24年2月に「教員業務改善アクションプラン」を策定し、教員業務の見直しや効率化等に取り組んでいることから、学校支援体制の推進やICTの活用による効率化の面で、多くの教員が業務の改善が進んだと実感しています。一方、部活動の在り方等については改善の余地があると感じている教員が多いようです。

このほか、香川県の教員の在職者に占める病気休職者数の比率は、増加しており、平成25年度には0.62%で、平成16年度(0.28%)の2倍強となっています。ただし、いずれの年度も全国平均を下回っています。



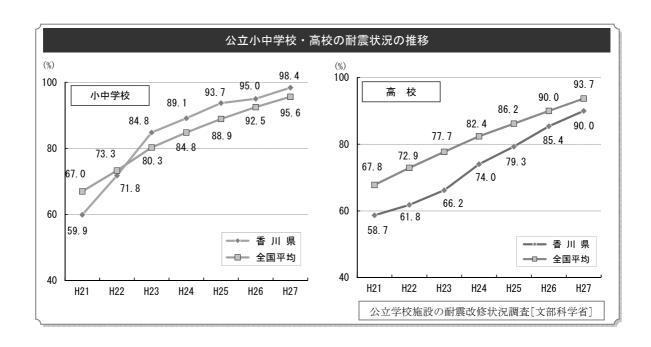


■ 教育環境

平成 27 年 4 月 1 日現在の公立学校の耐震化率は、小・中学校で 98.4%、高校で 90.0%となっており、着実に学校の耐震化は進んでいます。

また、県立学校の老朽校舎の改築や施設整備を計画的に進めているほか、情報教育のための環境整備の充実を図るため、県立学校教職員の一人一台パソコンの整備や、学校教育の情報化を支援するため教育情報提供サービスやホームページ提供サービス等を行っています。

学校の安全対策については、東日本大震災の教訓を踏まえて、防災対策マニュアルの作成や避難訓練を実施しています。



③ 家庭や地域社会

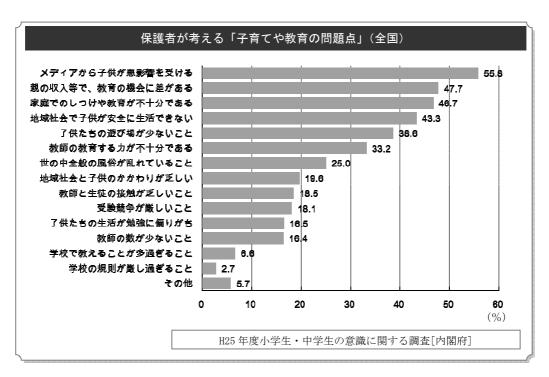
■ 家庭や地域の教育力

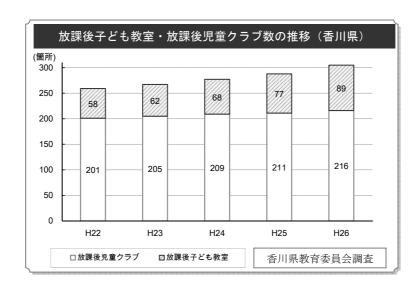
県教育委員会が実施した「平成 25 年度家庭教育状況調査」では、半数を超える保護者が家庭の教育力が低下していると考えています。また、保護者は子育てや教育に関して様々な問題を感じており、内閣府の「小学生・中学生の意識に関する調査」(平成 25 年度)によると、子育てや教育の現状について問題だと思うことは、「テレビやインターネットなどのメディアなどから、子どもたちが悪い影響を受けること」が最も多く、次いで「親の収入や職業などによって、受けられる教育の機会や質に差があること」、「家庭でのしつけや教育が不十分であること」、「地域社会で子どもが安全に生活できなくなっていること」といった回答が多くなっており、保護者への応援が課題となっています。

さらに、地域社会では、子どもの数の減少などにより、年齢を超えた子ども社会の形成がみられなくなるなど、子ども同士の人間関係づくりが難しくなっています。

文部科学省の「全国学力・学習状況調査(平成26年度)」によると、「どちらかといえば、地域の行事に参加していない」、「参加していない」と回答した小学生は33.5%、中学生では57.0%になっており、地域活動の魅力や機会の充実など地域の教育力に課題が見られます。

このような中、地域社会の中で子どもたちが、放課後や週末等に安全に安心して過ごすことができ、すこやかにはぐくまれるよう、放課後子ども総合プランを推進しており、平成26年度の放課後子ども教室は89箇所、放課後児童クラブは216箇所となっており、年々増加しています。

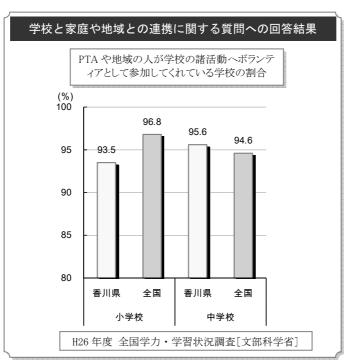




■ 学校、家庭、地域の連携

平成 26 年度の県学習状況調査の結果によれば、開かれた学校づくりの一環として、ホームページの更新による情報提供について、肯定的な回答(よく行っている・どちらかといえば行っている)をしている学校は、小学校で 74.0%、中学校で 76.0%となっています。地域の人が自由に授業参観できる学校公開日を設定している学校は、小学校で 71.2%、中学校で 72.0%となっており、引き続き各学校における取組を推進する必要があります。

また、平成 26 年度の全国学力・学習状況調査の結果によれば、学校の諸活動(美化など)へのPT Aや地域の人のボランティアによる参加について、肯定的な回答(よく参加してくれる・参加してくれる)をした学校は小・中学校ともに 95%程度で全国平均並みですが、そのうち「よく参加してくれる」と回答した学校は、小学校で 44.4%(全国 57.2%)、中学校で 39.7%(全国 51.8%)となっており、全国平均と比べ低くなっていることから、今後とも学校、家庭、地域の連携協力を推進する必要があります。



3 スポーツについて

① 生涯スポーツの現状

平成 24 年度の内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計によると、週 1 回以上運動・スポーツをしている人の割合は増加傾向にあり、平成 15 年度の 38.5%から 9.0 ポイント増加し、47.5%となっています。

地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブについては、平成 26 年度末で 26 クラブ が設置されている状況ですが、設立済みのクラブの中には活動が停滞しているクラブもあり、今後も育成・活動支援が必要とされています。

県では、総合型地域スポーツクラブの育成を図るため、クラブを設立・運営できる人材や、住民の多様なニーズに応じた魅力あるプログラムを提供できる生涯スポーツ指導者の育成を行っています。また、スポーツ指導者の資質向上のため、関係団体と連携をして公認資格取得を推進し、公認スポーツ指導者の数などは増加しています。また、スポーツに関する様々な情報を提供するため、スポーツ情報誌の発行やスポーツ情報をまとめたホームページを開設しています。

県内には多くの公共スポーツ施設や民間スポーツ施設があり、県民のスポーツ活動に利用されていますが、老朽化等への対応が必要な施設もあります。

	成人の週 1 回以上運動・スポーツを行う者の割合								
							(%)		
	年度	H12	H15	H18	H21	H24	H27		
	全国(*1)	37.2	38.5	44.4	45.3	47.5	-		
Wilderson Street War Africa At	香川県(*2)	19.1	_	20.1 (H17年)	26.4 (H22年)	_	-		

県内の公認スポーツ指導者等の推移							
							(人)
	項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26
日本体育	公認スポーツ指導者資格 (指導員・コーチ・教師)	1,264	1,319	1,383	1,489	1,588	1,590
	公認スポーツ指導者資格 (フィットネス・メディカルコンディショニング)	171	180	181	199	202	200
者数	公認マネジメント資格 (クラブマネジャー・アシスタントマネジャー)	35	46	58	67	75	75
香川県生涯スポーツ指導者養成講座修了者数		618	653	667	687	751	803
スポーツリーダーバンク登録者数 (県生涯学習情報提供システム スポーツ分野)		306	308	289	290	293	285

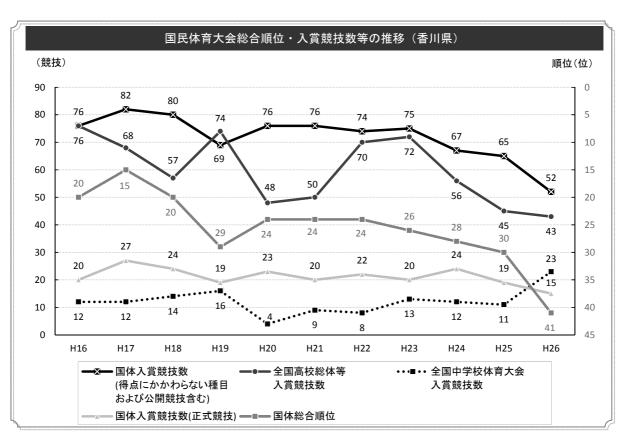
香川県教育委員会調査

② 競技スポーツの現状

県の競技力の指標の一つである国民体育大会の総合順位は、人口規模が小さい中で、平成5年の地元 東四国国体開催以後も上位を維持し、平成13年度以後は12年連続で20位台となりました。しかしなが ら、入賞数の減少とともに順位は低下し、平成25年度には30位、26年度には東四国国体以後最低の41位となっています。

本県出身選手のアジア競技大会、オリンピック大会の出場状況については、アジア競技大会では、平成 18 年ドーハ大会、22 年広州大会、26 年仁川大会ともに 6~8名が日本代表として出場していますが、オリンピック大会については、平成 16 年アテネ大会を最後に、平成 20 年北京大会、24 年ロンドン大会と、2 大会連続で県出身選手が出場していません。

一方、ジュニア選手については、全国大会での優勝や、年代別の日本代表選手に選ばれるなど、将来性豊かな選手が育っています。また、平成15年度から実施しているジュニア育成事業を通して育った選手の中から、大学選手権や全日本選手権で優勝する選手も出ています。



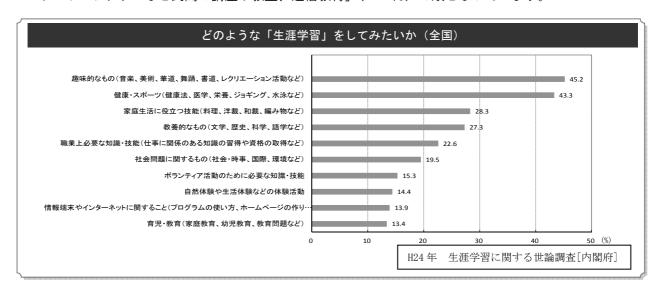
アシ	ジア競技	大会・ス	オリンピ	゚゚ック大	会での娯	県出身選	手出場	数の推移	\$		
											(人)
年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
アジア競技大会	_	_	ト [*] ーハ 6	_	_	_	広州 6	_	-	_	仁川 8
オリンピック大会	アテネ 1	_	_	_	北京 O	_	_	_	ロント`ン O	_	_

4 生涯学習について

① 生涯学習の現状

「生涯学習に関する世論調査」(平成24年内閣府調査)によると、約8割が「今後生涯学習をしてみたいと思う」と回答しており、このうち「趣味的なもの」「健康・スポーツ」を望む回答が半数近くに上っています。このほか、「家庭生活に役立つ技能」「教養的なもの」など幅広いニーズがあります。

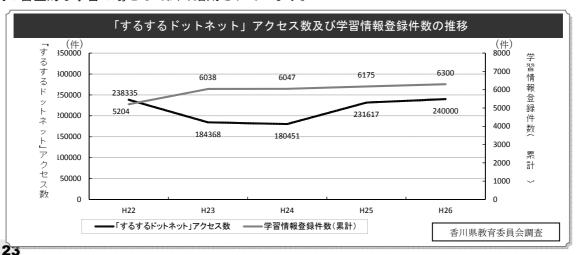
また、どのような生涯学習の機会が増えればよいと思うかという問いには、「公民館や生涯学習センターなどの公の機関における講座や教室」の割合が 50.4%と最も高く、以下、「同好者が自主的に行っている集まり、サークル活動」(35.0%)、「自宅での学習活動(書籍など)」(32.0%)、「カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室、通信教育」(31.8%) の順となっています。



本県では、県や各市町等の公的機関、民間団体など様々な主体による生涯学習に関する取組が広がっており、その内容も多岐にわたっています。県内の生涯学習情報を総合的に提供するため県教育委員会が運用している「かがわ学びプラザ するするドットネット」への情報登録件数及びアクセス数も増加傾向にあります。

また、各地域で生涯学習を実践する場として、各市町では 247 の公民館等を設置しており、各種団体 や学校等との連携を図りながら地域のニーズに応じた活動が展開されています。

さらに、公立図書館については、県立図書館のほか、県内には市町立の公立図書館が 31 館設置され県 民の自主的な学習の場として広く活用されています。



② 子どもの読書活動の現状

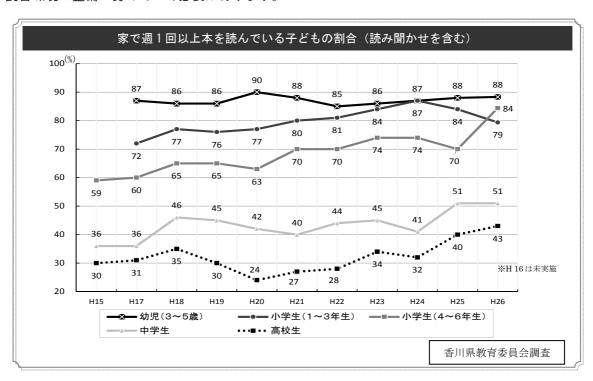
子どもの読書活動については、平成 15 年度から「香川県子ども読書活動推進計画」を策定し、その推進に努めています。

県教育委員会の調査(平成 26 年度)では、本を読むことが「好き」「どちらかと言えば好き」な子どもの割合は、小学生で 84%、中学生で 75%、高校生で 82%と高い割合を示しています。しかし、実際に家で週 1 回以上本を読んでいる子どもの割合は、平成 15 年度と比べると徐々に増加しつつあるものの中学生が約 5 割、高校生が約 4 割にとどまっており、学年が上がるほど読書量が減少し、本を読まない割合が高くなる状況が続いています。

このように、読書習慣が必ずしも身に付いているとはいえない状況にあり、特に中・高校生に対して は、実際の読書量の増加につながるような取組みが求められています。

また、文部科学省の学校図書館の現状に関する調査(平成24年度)によると、一斉の読書活動を週1回以上実施している学校の割合は、小学校では99%とほとんどの学校で行われていますが、中学校では75%の状況となっています。

そのほか、公立の図書館では、中学生や高校生を対象としたコーナーの設置や、県内のボランティア 団体によるおはなし会などを実施していますが、これから更に子どもの読書活動を推進していくために は、家庭や学校、公立図書館、地域のボランティア団体が連携し、子どもが読書に親しむ機会の充実や 読書環境の整備に努めていく必要があります。



なお、平成 28 年度からの「香川県子ども読書活動推進計画」については、本県教育の基本理念やその 実現のための教育施策を定めているこの計画の中で一体的に示しています。

5 本県教育の基本理念

県民一人ひとりが将来に希望を持ち、それぞれの能力や個性を生かしながら、夢に向かって挑戦する人づくりは教育の基本であり、この計画における基本理念を次のとおりとします。

夢に向かってチャレンジする人づくり

~子どもたちの夢と笑顔を大切にする香川の教育~

本県の人づくりにおいては、これからの地域づくりに貢献できることはもちろんのこと、進取の気質に 富み、様々な分野において独創的で個性的な人材を育てることが重要です。

本県の未来を担う子どもたちが、豊かな知性やすこやかな心と体を兼ね備え、社会の一員としての公徳 心や社会性を身につけ、様々な問題から逃げずに、真正面から立ち向かい、より大きな舞台で活躍できる 広い視野を持ち、夢に向かってチャレンジする、そのような気概を持ったたくましい人に育つよう、学校、 家庭、地域が一体となり、子どもたちの夢と笑顔を大切にしながら、その学びと成長を支え、見守ってい くことが重要であると考えます。

また、人は生涯にわたり夢を持ち続けることで、いきいきと過ごすことができます。生涯にわたる多様な学習活動やスポーツ活動の実践は、夢への挑戦であり、人々の暮らしをより豊かに、より有意義なものにし、充実感や達成感をもたらします。

そのためには、県民が生涯にわたり自主的に学び、スポーツに親しむことができるような環境を整備することが重要です。

一人ひとりの子どもが、夢や目標を持ち、みずからの力でこれにチャレンジするための基礎を培うため、 学校、家庭、地域社会が連携しながら、確かな学力、豊かな心、すこやかな体の調和のとれた育成をめざ します。子どもたちに身につけてもらいたいことは、次の4つの資質能力です。

豊かな知性

今世紀は「知識基盤社会」の時代と言われ、知識のグローバル化や絶え間ない技術革新等に対応する ため、生涯にわたって学び続けることが求められています。

学校では、読み、書き、計算する力など、社会生活を営むために必要な基礎的な知識や技能に加え、幅 広い教養を身につけることが必要です。さらに、このような力を基盤として、主体的に学び、みずから課 題を発見する能力を高めることが重要です。

また、発見した課題を解決するためには、柔軟な発想で新しいものを創り出す能力、探求心や向上心などの学ぶ意欲とともに、コミュニケーション能力、つまり、集団において、自分の考えをきちんと伝えることができる表現力や論理性、相手と対話し相互に考えを深め合う力、人間関係やチームワークを形成する力などを育てることが大切です。

たくましく健やかな心と体

人間の基本的な資質として、誠実さや責任感、感謝する心や他者に共感し思いやる心、倫理観や正義感、 人権感覚などを身につける必要があります。

さらに、忍耐力などの強靭な精神、美しいものに感動する豊かな感性や人間に対する深い愛情、自然、 生命に対する畏敬の念など、豊かな人間性を養うことも重要です。

また、充実した人生を送ることができるよう、望ましい生活習慣や必要な体力・運動能力を身につけ、 健康を維持し増進させるための知識やスポーツに親しむ意欲を持つことも必要です。

自主・自立の精神

成熟した社会において、個人は一人の人間として尊重されるとともに、自由と責任の自覚のもと自立して生きていくことが求められています。

個々の人格や価値観を尊重し、互いを理解する心を養うとともに、みずからを律し主体的に判断し行動することができる自己管理能力、自分の価値や可能性を信頼する自己肯定感、自己実現をめざそうとする意欲や自発性、大きな夢や高い理想の実現をめざすチャレンジ精神を身につけることが重要です。

社会の一員としての自覚と態度

人は、一人で独立して存在できるものではなく、地域や国といった共同体の中で互いに支えあい、協力 しながら生きるものです。みずからが社会の形成者であるという自覚と認識をはぐくみ、社会規範を尊重 し、世の中をよくしていこうとする意識や態度を養うことが重要です。

また、グローバル化した社会で活躍するためには、香川や我が国のことをよく知り、これを愛し、誇りに思う心を養うとともに、異なる文化や価値観を理解し受け入れる態度を身につけることも必要です。

第2部 重点項目

本県の教育は、県民の教育に対する熱意や、多くの先覚者、現場の教員など、教育関係者の情熱とたゆまぬ努力により、全国的にも高い評価を受けてきております。

しかしながら、これまでみてきたとおり、近年、学校や家庭を取り巻く環境が大きく変化する 中で、子どもたちの学力や学ぶ意欲、基本的な生活習慣、社会性や規範意識、家庭や地域の教育 力などの面において課題が生じてきています。

この計画は、本県教育がめざすべき基本理念の実現のため、今後5年間において推進すべき施 策を総合的かつ体系的に定めるものですが、その中でも、特に重要な課題について、重点的に取 り組みます。

1. 学力の育成

ル ねらい

○ 学ぶ意欲や学習に向かう態度の育成やグローバル化、情報化の進展等に 対応できる確かな学力の育成を図ります。

2. 問題行動の防止

ル ねらい

- 全国に比べ高い水準にある暴力行為はもとより、いじめ、不登校など 問題行動等の未然防止や早期対応等のための体制づくりに努めます。
- 規範意識や生命を大切にする心、自尊感情や他者への思いやりなど、 子どもたちの豊かな人間性や社会性の育成をめざします。

3. 教員の指導力向上

ル ねらい

○ 教員の大量退職による学校の教育力低下が危惧されることから、優れた 人材の確保や熟練教員の知識や技術の継承に努め、教員の指導力の維持・ 向上をめざします。

4. スポーツ競技力の向上

ル ねらい

- 国民体育大会など全国大会の成績が低迷していることから、優れた選手 の発掘・育成に努め、競技力の向上をめざします。
- 平成32年(2020年)に東京五輪が開催されることから、本県出身アスリートの育成・支援に努めます。

5. 家庭の教育力向上

ル ねらい

- 多くの保護者が子育てに悩みや不安を抱えていることから、親として育 つことへの支援に努め、家庭の教育力向上をめざします。
- 地域や関係機関が積極的に連携し、家庭教育を支援する体制づくりをめ ざします。

1

本県教育の基本的方向

本県教育の基本理念「夢に向かってチャレンジする人づくり~子どもたちの夢と笑顔を大切にする香川の教育~」を実現するため、今後、次の6つの方向に沿って、教育施策を計画的・総合的かつ積極的に展開していきます。

確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

基礎的、基本的な知識や技能の習得、学習意欲の向上、学習習慣の確立を図り、確かな学力を身につけさせるとともに、個に応じたきめ細かな指導などを通じて、一人ひとりの能力や個性を伸ばす教育を推進します。

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

基本的な生活習慣の確立を図り、規範意識や生命の尊重、自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性、豊かな感性や情操、人権感覚などを養うとともに、問題行動対策等生徒指導の充実を図ります。

すこやかな体をはぐくむ教育の推進

健康でたくましく生きるための基礎となる体力をはぐくみ、積極的に運動に親しむ態度や能力を育成するとともに、自らの健康管理に関心をもち、自己の健康管理ができる能力を育成します。

元気で安心できる学校づくり

優れた資質能力を有する教員を確保するとともに、体系的、計画的な研修により、 継続的に資質や能力の向上を図ります。また、教員が子どもと向き合う環境づくり を進めるとともに、質の高い教育環境を整備します。

社会全体で子どもを育て、いつでも学べる環境づくり

家庭や地域の教育力の向上に向けた取組みを推進するとともに、学校、家庭、地域が連携して子どもを育てる環境づくりを進めます。

さらに、県民一人ひとりが、自らの意思で、いつでも自由に学習することができるよう、学習機会の拡充を図るとともに、積極的な情報提供や環境整備を進めます。

多様なスポーツ活動が実践できる環境づくり

身近な場所でライフステージに応じた多様なスポーツ活動を実践できる生涯スポーツの環境の整備を図るとともに、トップアスリートをめざし競技力を高めることができる環境づくりを進めます。

2 施策体系

基本的方向を受けて、施策体系は次のとおりとします。

確かな学力の育成と 個に応じた教育の推進

豊かな人間性をはぐく む教育の推進

すこやかな体を はぐくむ教育の推進

元気で安心できる 学校づくり

社会全体で子どもを 育て、いつでも学べ る環境づくり

多様なスポーツ活動が 実践できる環境づくり

- ① 確かな学力の育成
- ② キャリア教育の推進
- ③ 外国語教育、国際理解教育の推進
- ④ 情報教育の推進
- ⑤ 幼児期の教育の推進
- ⑥ 特別支援教育の推進
- ① 道徳教育、ふるさと教育の充実
- ② 暴力行為、いじめ、不登校対策等生徒指導の充実
- ③ 体験活動等の推進
- ④ 豊かな感性や情操をはぐくむ教育の推進
- ⑤ 人権・同和教育の推進
- ① 体力づくりの推進
- ② 健康教育の推進
- ③ 食育の推進
- ① 優れた教員の確保と資質能力の向上
- ② 教員が子どもと向き合う環境づくり
- ③ 信頼され、魅力ある学校づくりの推進
- ④ 学校安全の充実
- ⑤ 安全・安心な教育環境の整備、充実
- ⑥ 就学支援の推進
- ① 親育ちを応援する環境づくり
- ② 地域で子どもを育てる環境づくり
- ③ 子どもが読書に親しめる環境づくり
- ④ 学びにチャレンジできる環境づくり
- ① 生涯にわたりスポーツに親しむことができる 環境づくり
- ② トップアスリートをめざし、競技力を高めることができる環境づくり

3 各施策体系の基本的な考え方

1 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

1」確かな学力の育成と個 「	
項目	基本的な考え方
	絶え間なく変化し続けていく社会において、個人が社会の一員として、
	みずからの役割に応じた責任を果たし、社会に貢献するとともに個人と
	しての幸福を追求していくためには、学校教育において、生涯にわたる
①確かな学力の育成	学習の基盤となる資質や能力を育成することが重要です。
1/作がよ子/10/月以	このため、児童生徒に基礎的、基本的な知識・技能を確実に習得させ、
	これらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力その他
	の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確か
	な学力を育成します。
	児童生徒が将来、社会人、職業人として自立するために必要な基盤と
	なる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たし
	ながら、自分らしい生き方を実現していくことが重要です。
	発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進し、児童生徒が夢や希
②キャリア教育の推進	望を持って、みずからの生き方や将来を設計し、主体的に進路を選択で
	 きる能力や態度を育成します。また、高校における地域に根ざした職業
	 教育や就職支援の充実に努めるとともに、早期離職を防止するため、職
	場定着に向けたサポートに努めます。
	社会や経済のグローバル化が急速に進展する中、我が国の歴史や文化、
	 伝統をよく知り、これを愛し、誇りに思う心を基礎として、外国語によ
	 るコミュニケーション能力や国際的な視野を身につけることにより、異
③外国語教育、国際理解	 なる習慣や文化を持った人々とともに生き、国際社会に貢献できる人材
教育の推進	を育成します。
2.11 =	特に、国際共通語として最も中心的な役割を果たしている英語を使っ
	て、自分の意見や考えなどを伝え合うことができる実践的な英語力の育
	成を図ります。
	科学技術のめざましい発展や、インターネットの普及による高度情報
	化社会の進展に加え、近年、児童生徒にスマートフォンが急速に普及し
	ており、多種多様で膨大な情報の中から有害な情報を除き、正しく利用
 ④情報教育の推進	するための力が求められています。
	このため、児童生徒のコンピュータやインターネットに対する正しい
	知識、情報活用能力やネットワーク上でのルールやマナーなどの情報モ
	ラルを育成します。
	幼児期は、義務教育やその後の教育の基礎、さらには生涯にわたる人
 ⑤幼児期の教育の推進	格形成の基礎が培われる重要な時期です。
砂砂がた物ツ紙目の推進	
	就学前の時期の教育においては、幼児期の発達の特性に照らして自発

	的な活動としての遊びを通して、「生きる力」の基礎や社会性、道徳性、
	思考力など豊かな人間性をはぐくむとともに、家庭との連携を十分に図
	りながら、小学校以降の生活や学習に円滑につながるよう、幼児一人ひ
	とりの望ましい発達を促します。
	発達障害を含む障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な
	取組みを支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズ
	を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服
の性型士授教寺の批准	するため、適切な指導や必要な支援を行います。
⑥特別支援教育の推進	このため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学
	校といった多様な学びの場において、特別な支援を必要とする一人ひと
	りへの指導・支援や相談・支援体制の一層の充実と教員の専門性の向上
	に努めます。

2 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

項目	基本的な考え方
①道徳教育、ふるさと教 育の充実	規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどからなる道徳性とは、家庭でのしつけとともに、地域や学校生活の中ではぐくまれるものです。 このため、家庭や地域と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、道徳性をはぐくみます。このことが自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となります。 また、身近な郷土の自然や文化、歴史、産業などについて学ぶことを通じて、ふるさと香川に対して理解を深め、郷土を愛し、大切にし、さらに継承発展させようとする意欲や態度を培うふるさと教育の充実を図ります。
②暴力行為、いじめ、不 登校対策等生徒指導の 充実	学校においては、児童生徒との日常的なかかわりの中で、教員が児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じて規範意識や社会性をはぐくむ指導を行うとともに、問題行動に対しては、教職員が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応という観点に立った取組みを行う必要があります。 児童生徒の問題行動については、家庭や地域、その他関係機関などの理解と協力を得て地域ぐるみで取り組める体制づくりを進めます。また、高校中退や不登校の解決をめざし、児童生徒が将来への夢や希望をもって充実した学校生活を送れるよう、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。

	体験活動は、人や社会、自然などへの興味や関心を高め、思考や理解
	の基盤になるとともに、各教科などで学んだ知識や技能を生活と結びつ
	 けて理解できる効果があります。また、さまざまな対象と直接かかわる
	 ことは、達成感や充実感などを得ることができ、他者との関係の在り方
③体験活動等の推進	 を学んだり、みずからの生き方を探究したりすることにもつながります。
	 自然体験や勤労体験、ボランティア活動など多様な体験を通して、困
	 難に挑戦したり、他者との信頼関係のもと、ともに物事を進めたりする
	 喜びや充実感を体得することで、豊かな社会性や人間性をはぐくむとと
	もに、勤労を尊ぶ心や社会奉仕の精神を培います。
	生活水準の向上や自由時間の増大などを背景に、価値観の多様化が進
	 む中、心のゆとりや豊かさが重視されるようになっています。人格形成
	にとって最も重要な時期にある子どもたちが、美しい自然や文学、音楽、
	美術などの文化芸術、スポーツにふれ親しみ、感動ややすらぎ、自己を
④豊かな感性や情操を	表現することの喜びを感じることは、豊かな人間性をはぐくむうえで重
はぐくむ教育の推進	要です。
	子どもの発達段階に応じ、学校や地域のさまざまな活動に取り組み、
	感性を高め、豊かな情操を養うとともに、読書を通して、さまざまな物
	語、小説、評論等に親しむことで、豊かな感受性や表現力、創造性を育
	成します。
	すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するために
	は、一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解し、人権問題をみずから
	のこととして考え、課題解決に向け積極的に行動することが求められて
	います。
⑤人権・同和教育の推進	人権の大切さや人権問題についての理解と認識を深め、豊かな人権感
	覚をはぐくみ、課題解決のために積極的に行動しようとする意欲や態度
	を向上させ、その意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力
	を育成します。

3 すこやかな体をはぐくむ教育の推進

項目	基本的な考え方
項目 ①体力づくりの推進	基本的な考え方 子どもたちを取り巻く生活環境や運動環境が大きく変化する中、日常的に体を動かす機会の減少や、基本的生活習慣の乱れなどにより、子どもの体力や運動能力の低下が課題となっています。 子どもたちの運動への関心やみずから運動する意欲、運動の技能や知識などを培い、健康でたくましく生きるための基礎となる体力をはぐくむとともに、生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣や意欲、能力を
	育成します。

	子どもを取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの心身
	の健康にも大きな影響を与えており、生活習慣の乱れ、心の健康問題、
	アレルギー疾患、感染症などさまざまな健康課題が生じています。
②健康教育の推進	栄養、運動、休養を柱とする望ましい生活習慣の確立を図るとともに、
	みずからの健康課題を認識し、状況に応じて的確な判断のもと正しい行
	動を選択できる力を身につけることにより、すこやかな心と体を兼ね備
	えた児童生徒を育成します。
	生涯にわたってすこやかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいく基礎
	が培われるよう、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣
	を身につけることは、極めて重要です。
	学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の増進、体力
③食育の推進	の向上を図るとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うう
	えで重要な役割を果たしています。また、地場産物を使用した学校給食
	を「生きた教材」として活用することで、児童生徒が地域の産業や食文
	化、食にかかわる歴史等を理解し、自然の恵み、生産者や給食に携わる
	人々への感謝の気持ちをはぐくみます。

4 元気で安心できる学校づくり

項目	基本的な考え方
①優れた教員の確保と資 質能力の向上	教員には、教育に対する使命感や情熱はもとより、高い人格、識見や
	倫理観、教育者としての専門的な知識や技能に加え、個性を生かす教育
	の実現や社会の変化への対応など、学校教育が直面するさまざまな課題
	に適切に対応できる資質能力が求められています。
	教員の大量退職に伴い、優れた資質能力を有する人材を確保するとと
	もに、経験年数や職責に応じた研修や専門性の向上を図る研修の充実な
	ど、継続的に資質能力の向上を図ります。
	学校現場では、学習指導や生徒指導などの教育活動以外にも、事務的
	作業や保護者への対応など、教員の業務が多様化しています。
②教員が子どもと向き合	教員がその能力を十分に発揮し、教育活動に集中できるよう、必要な
う環境づくり	教職員の配置や業務の見直しを行うなど、子ども一人ひとりと向き合う
	ことができる環境づくりを進めるとともに、教職員の心身両面の健康管
	理対策の充実に努めます。
③信頼され、魅力ある学 校づくりの推進	子どもを取り巻く環境が変化する中、将来を担う子どもたちのすこや
	かな成長を促すため、学校、家庭、地域が連携協力して子どもたちの成
	長にかかわることが重要です。
	学校は、教育活動や学校運営についての情報を積極的に提供し、保護
	者や地域住民の意見や要望を的確に捉えるとともに、みずから評価を行
	い、これを学校運営に反映させるなど、地域に開かれ信頼される学校づ

	くりを進めます。
	県立高校の再編整備については、生徒数の継続的な減少や社会情勢の
	変化に的確に対応するため、「県立高校の再編整備基本計画」に基づき、
	計画的に推進します。
	また、小・中学校の統合については、設置者である市町が、将来の児
	童生徒数や学校の配置状況、地理的状況など、それぞれの地域の実情を
	十分に検討したうえで、地域住民の理解と協力のもと進めていきます。
④学校安全の充実	学校内や登下校時における不審者による被害や不慮の事故などから子
	どもを守るため、安全で安心な環境づくりを進めるとともに家庭や地域、
	警察などの関係機関と連携した安全対策に取り組みます。
	また、交通事故や不審者による被害を防止するための安全意識や、地
	震や津波等の自然災害などに対する防災意識を高め、子どもがみずから
	危険を予測し、回避できる資質や能力を発達段階に応じて育成するとと
	もに、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成します。
	学校施設は、幼児児童生徒の学習や生活の場として、重要な意義を持
	つとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすこと
⑤安全安心な教育環境の	から、安全で快適な教育環境づくりに積極的に取り組む必要があります。
整備、充実	校舎や体育館などの耐震化を推進し、安全で安心な学校施設の整備を
	進めるとともに、県立高校や特別支援学校における施設、設備の整備、
	充実に努めます。
⑥就学支援の充実	経済的に困難な家庭の幼児児童生徒が適切に教育を受けることができ
	るよう支援を行います。また、高校、大学において、奨学金の貸付を行
	い、教育費負担の軽減や地域の将来を支える有為な人材の育成を図りま
	す。

5 社会全体で子どもを育て、いつでも学べる環境づくり

項目	基本的な考え方
①親育ちを応援する環境づくり	家庭教育は、心身の健康をはぐくみ、基本的な生活習慣、倫理観、自
	立心や自制心、社会的なマナー等を身につけるうえで重要な役割を担っ
	ており、まさに教育の原点であり、教育の出発点です。
	そのため、保護者が、学校や地域と連携しながら、子どもの教育に対
	して自覚と責任を持って取り組むとともに、親として成長していけるよ
	うな環境づくりを進めます。
	また、子どもが成長していくうえで、その基礎は幼児期に培われるこ
	とから、幼稚園等との連携体制の充実にも努めます。
②地域で子どもを育てる 環境づくり	地域は、学校や家庭とともに、子どもたちをはぐくんでいくうえで、
	大きな役割を担っています。子どもたちは、地域での交流活動、スポー
	ツ、遊びなどを通じ、異年齢の子どもや異世代の人々とかかわることで、

	自主性、創造性、社会性などを身につけていきます。
	そのため、地域住民が、家庭や学校と連携しながら、子どもの体験活
	動や交流活動等の機会を提供できるよう、その活動の支援や地域におけ
	る人材の育成に努めます。
	これらの取組みを通して、地域全体で子どもを育てる気運を醸成し、
	地域の力を結集して子どもを育てる環境づくりを進めます。
③子どもが読書に親しめ る環境づくり	子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を
	高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけて
	いくうえで欠くことのできないものです。
	そのため、読書に親しみ、読書を楽しむ子どもの育成をめざして、家
	庭、地域、学校がそれぞれの役割を踏まえつつ連携し、子どもの自主的
	な読書活動を推進する社会的気運の醸成に努めるとともに、家庭や社会
	全体で子どもの成長に応じた読書活動を推進する環境づくりを進めま
	す。
④学びにチャレンジでき る環境づくり	県民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができる
	よう、その生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学習
	することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が望
	まれています。
	そのため、だれもが、いつでも、どこでも主体的、自発的に学習する
	ことができる機会の提供に努めるとともに、一人ひとりが社会の形成者
	であることを自覚し、社会に主体的にかかわれる環境づくりに努めます。

6 多様なスポーツ活動が実践できる環境づくり

項目	基本的な考え方
①生涯にわたりスポーツ を楽しむことができる 環境づくり	スポーツには、競技志向、健康志向、遊び志向など、多様な楽しみ方
	があり、生涯にわたり健康で生きがいのある生活を送るためにも、ライ
	フステージに応じたスポーツ活動に取り組むことが大切です。
	県民だれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、
	日常的にスポーツを楽しみ、またスポーツを支え、スポーツを育てる活
	動が実践できるよう、生涯スポーツの環境整備に取り組みます。
②トップアスリートをめ ざし競技力を高めるこ とができる環境づくり	スポーツの国際大会等での郷土選手の活躍は、県民に勇気や感動を与
	え、未来を担う子どもたちに夢や希望を抱かせてくれるものであり、将
	来のトップアスリートをめざして、子どもたちがみずからの能力を最大
	限に伸ばそうと努力することは、たいへん意義があります。
	そこで、全国大会や国際大会において活躍できるトップアスリートを
	めざし、競技力を高めることができる環境整備に取り組みます。